

沖縄県立北部農林高等学校給食調理業務等委託契約書（案）

委託者 沖縄県立北部農林高等学校 校長 （以下「甲」という。）と、
受託者 （以下「乙」という。）と
は沖縄県立北部農林高等学校定時制課程の給食にかかる調理業務等の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、沖縄県立北部農林高等学校定時制課程の学校給食調理業務等（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は別に定める甲の「給食業務仕様書」に基づきこれを受託する。

（契約の期間）

第2条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年10月27日条例第56号）」に基づく長期継続契約であり、契約期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 沖縄県財務規則第101条に基づき、乙が甲に預託すべき契約保証金は、100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規程に該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。

（衛生管理）

第4条 乙は、衛生管理に万全の注意を払い、常に誠意を持って良心的に本契約の遂行に努めなければならない。

（委託業務の履行場所）

第5条 委託業務の内、調理業務履行場所は沖縄県立北部農林高等学校学校給食室（厨房）及び食堂とする。

（委託業務の範囲）

第6条 委託業務は「給食業務仕様書」に基づき実施するものとする。

2 乙は、前項の仕様書を遵守するほか、本校職員の指示に従い、給食業務を実施するものとする。

（給食材料の購入及び献立の作成）

第7条 給食材料の発注、購入に関しては、乙の責任において行うものとし、献立の作成は乙が作成し、甲が確認する。

（調理業務等委託料及び経費の内訳）

第8条 甲は、調理業務委託料として、以下の金額を乙に支払うものとする。

総額 円（内消費税額及び地方消費税額 円）

月額 円（内消費税額及び地方消費税額 円）

- 2 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。
- 3 乙は、毎月分の委託料を翌月 10 日までに実績報告書を添えて甲に請求するものとし、甲は請求書を受領した日から 30 日以内に乙へ支払うものとする。
- 4 経費の内訳については、人件費・献立作成料・検診料・検便料・給食保険料・維持管理費とする。

（食器類の保管）

第 9 条 乙は甲から預かり受けた食器類について、乙の過失により破損及び紛失した場合には乙の負担とする。

（守秘義務）

第 10 条 乙または乙の従業員は、甲の定める規則を遵守するものとし、委託業務にて知り得た甲及び利用者の情報について、第三者に漏洩してはならない。この契約の終了後又は解除後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第 11 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（受託要件）

第 12 条 乙は、次の要件を満たし、かつ維持していかななければならない。

- 1 県内の学校・病院・社会福祉施設の 1 回あたり 50 食以上の集団給食を 5 箇年以内に受託した実績があること。
- 2 過去 5 箇年間に食中毒事故がないこと。
- 3 高等学校定時制課程における学校給食の意義について充分理解された業者であること。

（禁止事項）

第 13 条 乙は、書面により甲の承諾を受けた場合を除き、第三者に対して、委託業務の運営の全部または一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

- 2 乙は、施設等を委託業務以外に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

（損害賠償）

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲または利用者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する。

（契約の解除）

第 15 条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当したときは、ただちに本契約を解除することができる。

- 1 乙がこの契約の定めにより重大な違反をしたとき。
- 2 飲食物の内容、衛生またはサービス等の著しい不良、管理の放漫等により、乙の委託業務を不適格と甲が認めるとき。
- 3 乙の責に帰すべき事由により、乙が営業処分を受けたとき。
- 4 乙の故意又は過失により、甲又は第三者に重大な損害を与えたとき。
- 5 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下【暴力団員】という。）であると認められるとき。
6 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- 7 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 8 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 9 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 10 契約開始年度の翌年度以降において、当該業務に係る予算の減額又は削除があったとき。
- 11 その他乙に著しく不都合な行為を生じたとき。

（解約に伴う補償等）

第16条 甲は、前条の定めに基づき契約を解約したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

（乙の業務従事者の災害に対する措置）

第17条 乙は、委託業務の履行に関して生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

（乙の法令上の責任・遵守及び調査）

第18条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負い、遵守しなければならない。

- 2 甲は乙に対して、必要に応じて契約の履行状況に係る委託業務実施状況の調査等を行うことができる。

（帳簿等の整備及び保存）

第19条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(委託業務従事者の規律維持)

第20条 乙は、乙の委託業務従事者の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が乙の委託業務従事者について不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ善処するものとする。

(協議事項)

第21条 この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って協議にあたる。

この規約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 名護市字宇茂佐13番地

氏 名 沖縄県立北部農林高等学校

校 長 屋嘉比 仁

乙 住 所

氏 名